

宮前区安全・安心まちづくり推進協議会要綱

(目的及び設置)

第1条 区民、事業者、地域団体、行政機関等の連携・協働により、防犯、防火、交通安全、防災、身近な環境整備などの総合的な宮前区の安全・安心のまちづくりの推進を図り、すべての区民が暮らしやすい地域生活環境づくりのために「宮前区安全・安心まちづくり推進協議会」(以下、「協議会」と言う。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 区民の防犯、防火、交通安全、防災、身近な環境整備の意識の高揚・啓発に関すること。
- (2) 地域安全情報の共有化に関すること。
- (3) 構成する各団体の協力関係を創り、防犯、防火、交通安全、防災等に対する効果的な抑止力を形成すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる団体等から推薦された委員をもって構成する。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 4名 |
| (3) 理事 | 9名 |
| (4) 参与 | 3名 |
| (5) 会計 | 1名 |
| (6) 会計監査 | 2名 |

2 役員は別表2に掲げる者をもって充てる。

3 会計、会計監査は、理事から互選により選出する。

4 会計、会計監査の任期は2年とする。ただし、補欠の会計及び会計監査の任期は、前任者の前任期間とする。

(役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 理事は、役員として、協議会の運営に参画する。
- 4 会計は、会計をつかさどる。
- 5 会計監査は、会計を監査する。

(総会・全体会)

第6条 協議会総会及び全体会は、必要に応じて会長が召集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(役員会)

第7条 役員会は、会長、副会長、理事をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、参与及び役員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第8条 協議会は、必要に応じて部会を設置することができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、宮前区役所に置く。

(その他)

第10条 この要綱で定めるもののほか、必要事項は、役員会で協議し定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は平成18年3月6日より施行する

付 則

この要綱は平成24年7月27日より施行する